

京都市告示第 5 3 7号

道路法第 1 8 条の規定に基づき、次のように道路の区域を変更し、その供用を開始します。

その関係図面は、京都市建設局において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供します。

平成 2 6 年 3 月 1 4 日

京都市長 門 川 大 作

道路の種類            府 道  
供用開始の期日        告示の日  
路線名及び道路の区域

路 線 名	区 間	旧 新 別	延 長	敷地の幅員
中山稻荷線	西京区川島六ノ坪町57番地の1地先から	旧	メートル 184.90	メートル 22.25 ~25.30
	南区久世高田町35番地の50地先まで	新	184.90	25.07 ~43.40

(建設局土木管理部道路明示課)